

Park Direct 保証委託契約書

(ニッポンインシュア賃貸保証サービス契約書(1面))

甲乙は、本書2面の各条項に同意の上、「保証サービス契約の部」記載の保証料、及び保証期間で保証会社と保証サービス契約を締結します。
また、甲乙は各々、別紙記載の「個人情報の取扱いに関する条項」及び「保証委託契約重要事項説明書」に同意しました。

証明番号		0	4	2	1	3	7	3		
契約締結日		2025 年 06 月 23 日				保証開始日		2025 年 07 月 01 日	電子契約書	
駐 車 場 賃 貸 借 契 約 の 部	物件用途	■駐車場のみ								
	物件名	J A パーキング国分寺127					区画番号		2	
	物件 所在地	〒185-0014 東京都国分寺市東恋ヶ窪2-10-5 他								
	契約車両	車種	シビック		ナンバー		湘南 330 め 7863			
	契約時 請求費用 (税込)	「駐車場賃貸借契約書」 および 「Park Direct利用管理契約書」 に記載の通り				月額費用 (税込)	① 賃料	14,000円		
							② その他()			
							③ その他()			
							④ その他()			
							⑤ その他()			
					月額管理料(税込)		979円			
その他 費用	更新手数料(税込) ※保証対象	0円		⑥月額費用＋月額管理料(税込)		14,979円				
					⑦月額費用合計額(税込) ①～⑤の合計		14,000円			

保証 サービス 契約の部	月額保証対象額	⑥と同額		初回保証料※1	4,200円
	保証期間 (更新)	1ヶ月毎		月額保証料※2	140円

備考
※1はPark Direct利用管理契約書記載の「契約時請求費用」に含まれます。
※2はPark Direct利用管理契約書記載の「月額使用料」に含まれます。

(乙)
賃
借
人

現在 〒181-0012
住所 東京都三鷹市上連雀一丁目1ー3 メゾンブランシュII 601号
氏名 宗像 尚郎 法人
(商号) 代表者
携帯 自宅/会社
TEL 08054337359 TEL 08054337359

署名
宗像 尚郎

(甲)
賃
料
等
受
領
権
者

住所 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F
氏名 株式会社ニーリー
(商号)
TEL 050-3173-9036 担当者名: パークダイレクトカスタマーサポート

保
証
会
社

住所 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号 福岡証券ビル6階
会社名 ニッポンインシュア株式会社
TEL 0570-05-1080

登録番号：国土交通大臣（2）第43号
登録日：2023年3月10日

Park Direct 保証委託契約書【2 面】

株式会社ニーリー（以下「甲」という）、賃借人（以下「乙」という）及びニッポンインシ
ュア株式会社（以下「丙」という）とは、賃貸人と乙の間で締結された、1 面記載の駐車場
（以下「本物件」という）の賃貸借契約（以下「原契約」という）及びこれに付随して甲と
乙の間で締結された Park Direct 利用管理契約（以下「利用管理契約」という）に関し、次
のとおり保証契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（保証委託）

乙は丙に対し、原契約及び利用管理契約に基づき乙が甲に対して負担する債務に関し、次
条以下の定めに従い保証を委託し丙はこれを受託した。

第 2 条（保証委託料）

甲は丙に対し、保証委託料として、1 面記載の金額を丙の指定する方法により支払う。
原契約が期間満了前に終了した場合であっても、甲は、前項により支払った保証料の返還を
請求しないことを予め承諾する。

第 3 条（保証期間）

- 1 本契約に基づく保証の効力は、丙が本契約に基づく初回保証料を受領し、本契約書原本
を受領した時点で発生する。
- 2 本契約に基づき、丙が保証を行う期間は、原契約の開始日から、原契約の終了日又は乙
が本物件の明渡しを完了した月の末日のいずれか遅い日までとする。
- 3 本契約における明渡しは、長期間にわたり駐車場に車輛が止められていない場合など駐
車場の利用状況等から、乙が本物件を明らかに利用していないと認められ、且つ、乙が月額
賃料を 2 か月相当額以上滞納したうえ、丙へ届け出た連絡先へ 15 日以上連絡がつかない等、
原契約を解約する黙示の意思表示を示したと認められるとき、甲及び丙は、双方合意のうえ、
明渡しがあったものと取り扱うことができる。

第 4 条（保証範囲）

原契約に基づき乙が負担する債務のうち、丙が甲に対し連帯して保証する債務の範囲は
下記のとおりとする。なお丙の保証金額は月額賃料等（本条(1)号において定義する）合計
の 24 か月分に相当する金額を上限とする。

- (1) 原契約において定める月額賃料及びそれに付随する固定費用（本契約において「月額
賃料等」という）
- (2) 利用管理契約において定める月額管理料その他の費用（月額保証料は含まれない）
- (3) 原契約が解除された場合に生じる解除後、明渡しが完了した月の月末までの間の月額

賃料等相当損害金

(4) 原契約に基づく契約更新料及び更新事務手数料並びに利用管理契約に基づく管理更新料

第5条（免責事項）

1 丙は次の債務については、特に本契約に付随して特約等の定めがない限り甲に対して保証する責を負わない。

- (1) 月額使用料または月額駐車料等の遅滞損害金
- (2) 早期解約における違約金
- (3) 解約予告通知義務違反の場合における違約金
- (4) 残置物撤去費用
- (5) 本物件の明渡しを求める訴訟に要した費用
- (6) 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
- (7) 火災、ガス爆発、自殺等乙の故意・過失によって生じた損害

2 次の各号のいずれかの事由がある場合には、丙は甲に対して下記の範囲で保証債務履行の責を負わない。

- (1) 甲が丙に対する第7条第1項の通知を怠ったとき。この場合、丙は当該通知を怠った滞納月額使用料または月額駐車料に関わる保証債務について履行の責を負わない。
- (2) 甲が乙に対する第7条第2項の解除の通知を丙による要求がされた日から1か月以内に行なわなかったとき。この場合、丙は丙による要求がなされた日から1か月を経過した日以降に生じるべき保証債務全部について履行の責を負わない。
- (3) 甲が丙の合理的な要求にもかかわらず、第7条第4項の協力を行わなかったとき。この場合、丙はかかる協力が行われなかったことにより拡大した分の保証債務全部について履行の責を負わない。
- (4) 乙が死亡したとき。この場合、甲または丙が乙の死亡を認識した日の月末までの保証とし、丙は本契約に基づくすべての債務についてその翌月以降の保証の責を負わない。
- (5) 本契約の締結に際して、甲又はその委託を受けた第三者が乙の信用調査に影響を与える事実（乙の資産状況や入居者等が暴力団・テロ組織・もしくはこれに類する組織に属しあるいは関係した者であること等）について、故意又は重過失により事実と反する説明を行い、または事実についての説明を欠いたときは、丙は全ての債務につき保証の責を負わない。
- (6) 甲から保証サービス契約所定の初回保証料が支払われなかったとき。この場合、丙は本契約を解除することができる。
- (7) 甲の役員が重大な刑法違反により逮捕され、且つ、それが甲の企業としての社会的信用を著しく損なう事が明らかな場合、丙は本契約を解除できる。

3 保証債務履行後に丙が前項の各号のいずれかの事由があることを知ったときは、甲は丙

に対し保証債務の履行として丙から受領した金額のうち前項の各号に基づき丙が保証債務の履行の責を負わない金額を丙へ返金しなければならない。

第6条（義務の違反による契約の解除）

本契約の当事者が本契約に定める各条項の義務に重大な違反をし、他の契約当事者より是正通知がなされたにもかかわらず、義務違反が是正されなかった場合、他の契約当事者は本契約を解除できる。この場合、解除をした当事者は、発生した損害の賠償を解除の相手方に対して請求することができる。

第7条（甲の義務）

- 1 甲は第4条の債務の不払いが生じた場合には、丙所定の方法により、当該賃料支払日の属する月の翌月末日までに丙に対しその旨を通知しなければならない。
- 2 乙が原契約に基づく使用料または駐車料を2か月分以上支払の遅延をし、丙が要請した場合には、甲は速やかに、乙に対し配達証明付内容証明郵便をもって、原契約を解除する旨の通知をしなければならない。
- 3 甲が乙に対して前項の通知をした場合には、通知を発送した日から合理的期間内に丙に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 賃貸人と乙間または甲乙間において賃料の支払い義務の存在につき争いが生じた場合、賃貸人もしくは甲は当該争いを自己の責任をもって解決することとする。
- 5 前項の争いが解決し、乙の賃貸人または甲に対する賃料支払い義務の不存在が明らかになった場合、甲は不存在が確定した部分の乙の債務について、丙より受け取った保証債務の履行による立替金を丙へ返還する。この場合の振込手数料は甲の負担とする。
- 6 本条1項から5項までのほか、甲は、保証債務が不合理に拡大することを防止するため、丙の要請に従って合理的な範囲での協力を行う義務を負う。
- 7 甲または賃貸人は、乙の月額賃料につき丙より保証債務の履行による立替払を受け、その後乙より原契約に基づく支払期日の到来前に受けた支払金については、これを当該月額賃料の支払時期の古い債権から充当し、当該充当された月額賃料に対応する丙の立替金を丙へ返還する。この場合の振込手数料は甲または賃貸人の負担とする。

第8条（保証委託申込書及び原契約の変更の届出）

本契約締結後、保証委託申込書または原契約の記載内容に変更が生じたとき、原契約が終了となったときは、乙は丙に対し、速やかにその内容変更を届けなければならない。

第9条（保証債務の履行）

- 1 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、丙が甲から保証債務の履行を求められたときは、丙は、乙に対して事前の通知をすることなく代位弁済す

ることができる。

2 丙が甲に保証債務を履行したときは、乙は丙に対して次の各号に定める金額を直ちに支払わなければならない。

- (1) 丙の甲に対する保証履行額
- (2) 代位弁済1回につき、2,000円（税込）の事務手数料
- (3) 代位弁済した日の翌日から、代位弁済額に対して、支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金
- (4) 丙の乙に対する求償権実行又は保全に要した費用

第10条（代位弁済の時期）

第4条に定める債務については、第7条1項の通知を受けた日から4営業日後に丙から甲に対して代位弁済する。

第11条（支払の充当）

乙が、丙に弁済した金員が、支払期日の到来した債務全部を消滅させるに足りないときは、丙はこれを、事務手数料、保証料、遅延損害金、代位弁済金、の順に支払日の古いものから充当し、乙はこれに異議を述べない。

第12条（代位弁済の効果）

- 1 丙が、本契約に基づき甲に代位弁済をした月数については、原契約における延滞月とみなし、代位弁済月数の合計が原契約所定の延滞月数を超えた場合には、原契約の解除事由となる。
- 2 丙が、本契約に基づき甲に代位弁済をした額について、乙に求償金の支払いを求める催告は、原契約における延滞賃料についての甲から乙への催告とみなす。

第13条（事前求償）

- 1 乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は保証債務の履行前であっても乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - (1) 乙の甲への債務（但し、第4条に定める債務に限る）が弁済期にあるとき。
 - (2) 乙が、破産手続開始決定を受け、かつ、丙がその破産財団の配当に加入しないとき。
- 2 前項により丙が乙に対し求償権を行使する場合は、乙は民法第461条（主たる債務者が保証人に対して償還をする場合）に基づく抗弁権をあらかじめ放棄する。ただし、丙が事前求償権を行使する場合、乙は甲に弁済することができ、その弁済がなされた場合はこれに対応する事前求償は消滅する。

第14条（求償の方法）

1 丙は自己が履行した保証債務にかかる求償権を行使する場合または事前求償権を行使する場合は、法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができる。

(1) 乙において月額使用料の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、差置き、封書により通知等相当の手段により支払いを行うよう督促を行うこと。

(2) 乙があらかじめ指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること。

2 解除その他の理由により原契約が終了した後 10 日を経過しても乙が本物件の明渡しを完了しないときは、乙は本物件に残置された動産類の所有権を放棄し、甲が当該動産類を即時に搬出、運搬、処分すること、また、保管することに何ら意義を申し出ない。

第 15 条（再委託）

丙は、本契約に基づき受託又は受権された事務の全部又は一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができる。

第 16 条（債権譲渡）

乙は本契約に基づき丙が取得する求償権を丙が任意に選定した会社に譲渡することを予め承諾する。

第 17 条（遵守事項）

1 乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。

2 原契約が債務不履行解除、合意解除若しくは期間満了により終了した場合、乙は甲に対し、本物件を速やかに明け渡さなければならない。

第 18 条（合意管轄等）

1 契約上の紛争が生じた場合、乙丙間の紛争については丙の本店・支店所在地を管轄する地方または簡易裁判所を、甲乙間の紛争では利用管理契約に定めた地方または簡易裁判所を管轄裁判所とする。

2 甲が乙に対し原契約違反を理由とする明渡請求訴訟その他の法的手続をとった場合、甲が負担したその手続費用（弁護士費用を含む）については、乙は甲に対し、その負担額を償還しなければならない。

第 19 条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議のうえ処理する。

第 20 条（個人情報の第三者への提供）

乙は、丙がその取扱う個人情報の利用目的達成の為、乙の個人情報を、個人情報の保護に関する法律に従い賃貸人、管理会社、保険会社、かけつけサービス会社、緊急連絡先若しくは同居人等の関係者、又はその他しかるべき第三者へ提供することに同意する。

第 21 条（信用情報機関への登録と利用）

乙は、本契約に関する客観的な取引事実が丙及び丙が加盟する信用情報機関に登録され、当該信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用することに同意する。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

1 甲乙丙は、他の契約当事者に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。

(3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

i. 他の契約当事者に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

ii. 偽計または威力を用いて他の契約当事者の業務を妨害し、または信用を棄損する行為

2. 前項の確約に違反する事実が判明した場合、他の契約当事者は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。

「個人情報及び法人情報の取扱い」に関する同意書

■個人情報及び法人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約又は賃貸保証契約の申込者、連帯保証予定者並びに契約当事者(貸借人、連帯保証人及び賃貸人) (以下、これらの者を「申込者等」という)は、ニッポンインシュア株式会社 (以下「当社」という)が、本条項に従い、個人情報を取扱うことに同意します。

第1条 (個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書及び賃貸保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含む)
- (2) 保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報
- (3) 保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- (4) 運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認のための情報
- (5) 個人の肖像又は音を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- (6) 裁判所等公的機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報
- (7) 個人情報保護法に定める要配慮個人情報

第2条 (法人情報)

法人情報とは、以下の法人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる法人名、代表者名、所在地、電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等を含みます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の法人を識別することができるもの等も法人情報に含まれます。

- (1) 法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX 番号、設立年月、資本金、年商、従業員数、事業内容等の保証委託申込書、保証委託契約書及び賃貸保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含む)

- (2) 保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約
- (3) 保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- (4) 登記事項証明書等に記載された法人確認のための情報
- (5) 裁判所等公的機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

第3条 (関連する個人情報)

当社は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って扱います。

第4条 (個人情報の利用目的)

当社が取扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的の範囲を超えて個人情報を利用することはありません。

- (1) 保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断の為
- (2) 保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行の為
- (3) 保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使の為
- (4) サービスの紹介の為
- (5) サービスの品質向上の為
- (6) ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行う為
- (7) 貸貸人及び管理会社からの委託に基づく賃料等の収納代行事務を行う為
- (8) 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債券債務の精算に協力する為
- (9) 上記(1)から(8)の利用目的を達成する為に必要な範囲での個人情報の第三者への提供

第5条 (個人情報の第三者への提供)

- (1) 当社は以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供する事はありません。
 - ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得る事が困難であるとき
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得る事が困難であるとき
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得る事により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき

(2) 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供する事に同意します。

- ① 第4条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、貸借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、保険会社、かけつけサービス会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他のかかる第三者に対し提供する事。
- ② その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第6条 (第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- (1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取扱いについては当社が責任を負います)
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

第7条 (家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)

- (1) 申込者等は、当社が申込者等との本契約締結可否の判断及び本契約の履行・求償権の行使のために、当社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という)に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用します。

加盟家賃債務保証情報取扱機関
名称: 一般社団法人全国賃貸保証業協会(略称 JICC)
住所: 〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 22 番 6 号
ル・グラシエルビルディング II 4 階 A
電話番号: 0570-086-110
協会ホームページ: <https://jicc.or.jp/>

- (2) 申込者等は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会された日から6ヶ月間、
① 申込者等が登録されている期間
② 賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報
③ 本契約の申込をした事実
④ 当社の賃貸人に対する支払状況、求償金、支払請求訴訟及び建物明渡請求に関する情報

登録情報	登録期間
1 氏名、生年月日、住所、電話番号の本人を特定するための情報	下記の 3 又は 4 のいずれかの登録情報が登録されている期間
2 賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会された日から6ヶ月間
3 本契約の申込をした事実	契約期間中及び契約終了後、債権が消滅してから5年間
4 当社の賃貸人に対する支払状況、求償金、支払請求訴訟及び建物明渡請求に関する情報	契約期間中及び契約終了後、債権が消滅してから5年間

- (3) 申込者等は、賃貸人が申込者等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合に、これにかかる情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

- (4) 原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録されている個人情報が係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き、その方法により行うことができます。

第8条 (信用情報機関への提供・登録・利用等)

- (1) 当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下「加盟先機関」という)及び加盟先機関が提供する信用情報機関(以下「提携先機関」という)に法人貸付情報及び申込者等の個人情報(登録されている場合には、当該法人貸付情報及び個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します)を提供・登録・利用等を行います。
- (2) 当社は、申込者等に係る本申込及び本契約に基づく法人貸付情報及び個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の番号番号等)、並びに法人を特定するための情報(法人名、代表者名、所在地、電話番号等)、申込日及び申込商品種別等の情報(以下「申込情報」という)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、保証開始日、保証額、賃貸借申込物件情報等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消日等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を、加盟先機関に提供します。

なお、保証額については賃貸借申込物件の賃料等 1 箇月に相当する額を登録するものとします。

- (3) 加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6ヶ月以内です。また、当該申込情報及び法人貸付情報のうち、本人を特定するための情報並びに法人を特定するための情報については契約内容・返済状況又は取引事実に関する情報の提供のしつづける期間、契約内容に関する情報・返済状況に関する情報・取引事実に関する情報の登録期間は契約締結中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)です。
- (4) 加盟先機関は、加盟先機関及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該個人情報及び法人貸付情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。
- (5) 当社が、加盟先機関から電話統括状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の統括状況調査結果)の履歴で、調査年月日、電話統括状況、移転先電話番号が含まれています。)の提供を受け、契約者及び保証人本人が識別される個人データとして取得し、返済又は支払能力の調査に利用します。

- (6) 当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提供する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

加盟先機関
名称: 株式会社日本信用情報機構(略称 JICC)
電話番号: 0570-055-955
ホームページ: <https://www.jicc.co.jp/>
提携先機関
名称: 全国銀行個人信用情報センター
電話番号: 03-3214-5020
ホームページ: <https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/>
株式会社シー・アイ・シー(略称 CIC)
電話番号: 0570-666-414
ホームページ: <https://www.cic.co.jp/>

■保証委託契約重要事項説明書

大切な部分ですので、ご契約前に下記内容を必ず「ご確認くださいませ」をお願い致します。

- (1) 申込先の保証会社について
お客様が申込を行う保証会社は以下となります。
保証会社: ニッポンインシュア株式会社
所在地: 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 14-2 福岡証券ビル 6F
登録番号: 国土交通省(第) 43 号
登録年月日: 2023 年 3 月 10 日
お問い合わせ先: 092-726-1023(お客様相談窓口)
- (2) 保証の範囲及び内容について
この度、お申込を行う物件の賃貸借契約にて、ニッポンインシュア株式会社がお客様の保証人となります。お客様の債務となる賃料等(申込書記載の合計月額賃料)及び変動費、賃貸借契約が解除された場合に生じる明け渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他法的手続き費用など保証委託契約書第 4 条記載のもの及び原契約に基づく費用で弊社が認めたものについて、お客様が万一お支払できない場合、保証委託契約に基づき、連帯して当社が保証し、お客様に代わり賃貸人である物件オーナー様にお支払いたします。当社が保証する保証金総額は居住用・事業用は月額賃料等の最大 24 箇月分相当額、駐車場・コンテナは月額賃料等の 6 箇月分相当額となります。
ただし、上記の債務については当社が一時的に立替払いを行います。最終的にはお客様の債務としてお支払頂く事になります。
- (3) 保証委託契約期間について
保証委託契約における保証期間は、賃貸借契約若しくは一時使用契約の開始から賃貸物件の明渡しまでとなります。
- (4) 保証委託料について
サービスご利用にあたり、保証委託契約書記載の所定の保証料をお支払いいただきます。なお、お支払いいただいた保証料は、賃貸借契約及び保証委託契約が契約期間の満了前に終了した場合、又は月額賃料が保証期間の途中で破滅された場合であっても、返還いたしません。ご了承ください。
- (5) 求償権の行使について
お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、保証発生後、物件オーナー様・不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求を行うことになります。これを求償権の行使といえます。求償の方法として、お客様へ電報、電話、訪問、差置、封書等によりご連絡させていただきます。また、あらかじめご指定いただきました緊急連絡先様、連帯保証人様等へ連絡させていただきます。ご了承ください。また、求償権を行使するにあたり、訴訟及び法的な手続きが発生した場合の費用もお客様にご請求させていただきます。なお、代位弁済1回につき保証事務手数料として、2,000 円をご請求させていただきます。またお支払について当社の定めた期日にお支払いただけない場合、遅延損害金として年 14.6%の金額を加算してお支払いいただくこととなりますので、くれぐれもご注意ください。
- (6) 事前求償について
お客様の債務が弁済期にあるとき又はお客様が破産手続開始決定を受け、かつ、当社がその破産財団の配当に加入しないものいずれかに該当する事由が生じたときは、当社は保証債務の履行前であってもお客様に対し事前に求償権を行使させていただきます。

- (注意事項)
- ① 保証会社による、入居申込書類の確認及び審査のため、申込者様・連帯保証人様・緊急連絡先様に確認のための連絡をさせていただきます。
 - ② 必要書類として、「運転免許証(表裏)・パスポート・保険証(表裏)・住基カード・生活保護開始決定通知書・外国人登録証明書(表裏)」のいずれかのコピーをご提出いただきます。また、与信判断に必要な追加書類のご提出をお願いする場合がございます。
 - ③ 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。(内容・理由については一切お答えできません。)
 - ④ 賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、保証発生後、物件オーナー様・不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払いのご請求を行うことになります。(求償権の行使)
 - ⑤ 求償権の行使にあたり、訴訟及び法的な手続きが発生した場合の費用もお客様にご請求させていただきます。

申込人は、保証会社の「賃貸保証サービス契約」申込に際し、上記注意事項及び「個人情報及び法人情報の取り扱いに関する条項」「賃貸保証サービス契約に関する契約内容」の説明(個別の取り決めの場合も含む)を受け、契約条項を確認した上で、承諾し申込を行います。
また、上記記載の「個人情報及び法人情報の取り扱いに関する条項」に同意し、別紙の入居申込書、又は仲介不動産会社使用の入居申込に関する書類(以下「入居申込書」という)等の入居申込書と合わせて賃貸保証サービス契約の申し込みを行います。

※申込書の送信をもって「個人情報及び法人情報の取り扱いに関する条項」及び「保証委託契約重要事項説明書」に同意したものとみなします。